

令和元年 8 月 2 日

お客様各位

高島国際特許事務所

大阪事務所

〒541-0044

大阪市中央区伏見町四丁目 1 番 1 号 明治安田生命大阪御堂筋ビル
(ランドアクシスタワー)

TEL (06) 6227-1156 FAX (06) 6227-0260

E-mail : mail@takashima-pat.jp

東京事務所

〒100-0005

東京都千代田区丸の内二丁目 2 番 1 号 岸本ビル

TEL (03) 5220-3315 FAX (03) 5220-3316

E-mail : mail-tyo@takashima-pat.jp

インドネシア特許の実施延期申請について（続報）

拝啓 貴社ますますご隆昌の事とお慶び申し上げます。

標記の件につきましては本年 4 月付にてインドネシア現地代理人からの情報をご報告申し上げましたが、7 月中旬に申請手続きの要件についてインドネシア特許庁ウェブサイトにて新たにアナウンスメントがアップされましたので、続報としてお知らせいたします。

同アナウンスメントについては弊所においても公表当初から把握し複数の現地代理人に情報を確認しておりましたところ、同一情報に基づいているにもかかわらず事務所によって解釈が異なり、情報が錯綜しておりました。

そのような中、7 月下旬に弊所の弁理士がインドネシア特許庁及びシンガポール現地代理人事務所を訪問し直接最新情報を確認する機会がございましたので、以下の通りご報告申し上げます。最新情報としてこちらをご参照いただければ幸いです。

<現時点の最新情報の確認>

最新情報は、インドネシア特許庁ウェブサイトにてアップされたアナウンスメント（告示。ポップアップ表示のもの）です。記載内容及び英訳は、添付の INT-TRA-PATENT BUREAU 事務所からの受信メール（1 ページのみ）をご参照ください。

日本語訳は以下の通りでございます。

告示

特許権実施延期申請の手続について

1. 申請は書面にて提出し、下記の書類を添付すること：
 - 理由を記載した特許権者からの指示書
 - 有効な署名のある委任状
 - 直近の年金支払いの証明書
2. 申請は特許の登録日（grant date）から 3 年以内にしなければならない。

<申請に必要な書類について（変更事項）>

以前は申請に必要な書類として4点をお知らせしておりましたが、上記の特許庁アナウンスメントには会社設立証明（登記簿）を除く3点しか記載されておらず、また、他の書類名も若干変更されております。

登記簿の要否についてインドネシア特許庁に現地にて直接確認した結果、「以前に公表された情報に申請者の身分証明（法人の場合は設立証明（登記簿））が必要と記載されていたとしても、現在はこの3点だけが必要な書類であり登記簿等の身分証明のための書類はこの中に含まれていないので不要である」との回答を得ました。

なお、上記添付情報の発信元 INT-TRA-PATENT BUREAU 事務所も登記簿謄本の提出は不要との解釈でございますが、他の2か所のインドネシア代理人は、今のところ不要との正式発表はないので依然必要であると解釈しております。

<申請に必要な書類について（各書類の説明）>

1. 「理由を記載した特許権者からの指示書」

ひな型を INT-TRA-PATENT BUREAU 事務所から受信しております（本状に添付しております「宣誓書(Statement)」フォームです。ご参考としてご利用ください）。同事務所は、本指示書は以前お知らせ致しました4点の必要書類のうちの「証拠書類」に変わる書類であると説明しております。

同フォームは、列挙される10項目の「実施延期の理由」うち該当する欄にチェックをいれ、Official Signer が署名するように作成されております。

なお、同フォームの10番目の理由「その他」を選択される場合は、文章の挿入が必要になりますので、記入すべき文言をご教示いただいた後現地代理人に連絡し、英語とインドネシア語の文章を挿入したものをあらためてご署名いただくためお送りすることになります。

また、INT-TRA 以外の代理人をご利用の場合、フォームの形式は若干異なったものとなることが予想されますが、10種類の理由の選択肢は既に特許庁が公表しているものであることから、代理人による違いはないものと思料致します。

2. 「委任状」

申請を希望される場合には、手続に必要な委任状フォームをご用意いたします。

3. 「年金支払証明書」

現地代理人が保存している控えのコピーを利用します。

なお、現地代理人以外によって年金が支払われている場合は、現地代理人側ではコピーを準備できませんので、その場合は貴社にて保管されている証明書のPDF版をご準備いただくこととなります。

<申請期限、延期期間の始期等>

1. 延期申請の期限について

上記の特許庁アナウンスメントには、全ての特許について登録日から3年を期限とする旨のみが記載されています。

4月時点で公表されていた方針に基づく、「2016年8月26日より前に特許登録された件」

についての申請期間としての「2019年8月26日まで」が記載されておられません。

この点について、インドネシア特許庁は、「強制実施権延期申請の制度が2019年8月26日から始まるので、その時点で申請期間の3年を経過している特許についての延期申請は、たとえ提出しても拒絶される」との見解でございます。

なお、Biro Oktroi Roossenno事務所は上記特許庁見解と同じ解釈をしており、弊所もその旨報告を受けております。

2. 延長期間と始期

1回の延期申請は5年を限度とし、「申請許可の日から最大5年間」延長されます。

3. 延期申請の回数

再度の延長申請（更新申請）が可能とのことでございます。

<庁費用>

申請に庁費用はかかりません。現地代理人手数料、弊所手数料、翻訳料等が必要となります。

<対応について>

インドネシアからの情報が錯綜している現状について、7月26日にシンガポール代理人 DONALDSON & BURKINSHAW LLP 事務所を訪問し同事務所の弁理士とディスカッションしたところ、インドネシアの手続きは常にどこか不確実なものであり上級官僚が変わると手続の内容も変わるので、申請後に手続きが変更される可能性もあり、また、現時点の解釈も統一されているか不明であるから、仮に「拒絶される」可能性があったとしても（申請の可否の点は結局コスト面の問題であるから、その点に問題がなければ）、申請書を提出しておいて進展を見るのがよいのではないかと、そのアドバイスを受けました。

上記をご参照の上、延期申請を希望する特許をお持ちの場合はご連絡くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

添付書類

1. インドネシア特許庁ウェブサイトアップされたアナウンスメント（INT-TRAMメール）
2. 「宣誓書」フォーム（Statement for Application for Postponement of Patent Working）
3. 「実施できない理由」の原文、現地代理人提供の英訳、及び日本語訳

以上